

第七回 通商産業委員会 議院 議事録 第二十三号

昭和二十五年三月二十三日(木曜日)
午後一時三十九分開議

出席委員

委員長代理 理事神田 謙君
理事小金 義昭君 理事澁谷雄太郎君
理事永井 要造君 理事今澄 勇君
理事有田 喜一君
岩川 與助君 江田斗米吉君
門脇勝太郎君 首藤 新八君
關内 正一君 多武良哲三君
中村 幸八君 福田 一君
前田 正男君 加藤 鏡造君
伊藤 憲一君 田代 文久君
出席國務大臣 池田 勇人君
出席通商産業大臣 出府政府委員

出席政府委員

通商産業 宮崎 靖君
通商産業事務 記内 角一君
官(中小企業 庁振興部長)

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君
専門員 大石 主計君
専門員 越田 清七君

本日の会議に付した事件

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)
不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)
小型自動車競走法案(栗山長次郎君外四十一名提出、衆法第五号)
帝國石油株式会社法を廃止する法律案(内閣提出第二七号)(参議院送付)

○神田委員長代理

これより通商産業

委員会を開会いたします。前会に引続きまして、私が委員長職務を行いま

す。まず中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。本案に対する質疑は通商産業大臣に対する分を留保して打ち切りと相なつておりますので、ただいまより留保せられました大臣に対する質疑に限つてお許しいたします。前田正男君。

○前田(正)委員 本法律の改正に關連いたしまして、大臣からいろいろと御返答を要求したいと思つたのでありま

す。まず第一に信用組合の設立につきましては、過般同僚の今澄委員からも非常に設立が遅れたというような質問がありまして、これに關しましては大蔵省も最近非常に骨を折られて、内閣可及び正式の認可も出ておるといふ話も聞いております。しかしながらわれわれの聞く範囲におきましては、非常に認可の手続がめんどうであるとか、あるいは非常に資格をやかしく言うとか、こういうようなことで非常にこの認可が遅れておる、あるいはまた思ふように信用組合ができない、こういうようなことを私たちの手元に非常に陳情があるのであります。この件につきましては、この法律ができるときに、これに付屬いたしました法律で、協同組合による金融事業に關する法律といふものを制定いたしました。その法律の中に、第二條の三項の追加として、これを免許しなければならな

い。というような規定を初めの原案に盛つておつたのであります。ところが司令部との關係がありまして、これを削除したのであります。現状のよう

に非常に信用組合の認可が遅れるという事実があるならば、この際本法あるいは付屬の法律なりいづれかに、規定に違反しない限りは認可しなければならぬ、こういう條件を入れて信用組合の設立を促進する、こういう風にする必要があると思ひますが、この点に對しまして大臣のお考えをひとつ承りたいと思ひます。

○池田國務大臣 金融機關の特性にかんがみまして、実はただいまの法律が認可制度に相なつておると思つたのであります。従ひまして、お話の通り、認可の申請を出しまして、非常に遅れておる場合が多いことを、當委員会において承つたので、私は別に大蔵大臣として、早急に認可するように、実は督促いたしておる次第であります。私

は、私たちもさらに実情を取調べまして、われ／＼同僚議員におきましてとくど研究いたしたいと思つたのであります。現在のところ一般の要望により

ます。これを修正したらどうかといふような意見の方が強いように思ひますので、嚴にひとつ大臣から督促されまして、これが認可を進められるようにぜひお願いいたします。

次に簡単に質問いたしたのであります。が、金融の問題につきまして、過般國庫指定預金を百五十億圓ばかり出していただいたのであります。これが実は短期でありましたために、一般の大企業の短期金融にはなりましたが、中小企業の金融としてはあまり効果がない。こういうような、これを預け入れました銀行側の話であります。せつかく相當の資金が出たといふことで、中小企業の人たちは喜んだのであります。が、それが実際に中小企業に動か

ちが調査いたしましたところ、その話が未端まで十分行き渡つていないようであります。この点大臣はどういうふうにして未端の銀行まで達せられるつもりであるか、この点についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 お話の通りに先般百五十億ほど政府の余裕資金を金融機關に出したのであります。これが回収にあたりましては、私はやはり銀行あるいは無盡、信用組合、銀行につきましても大銀行、小銀行、こういうふう

に區別いたしまして、引揚げの場合にどちらから先に行つて行くかという問題で、できるだけ中小企業の方に向つた金融は、引揚げにいたしまして、あとから引揚げたいと考えておるものであります。御承知の通り、二十三年度の剰余金といたしまして二百六億圓があるのではありません。この債務償還をするのいつの時期にするかといふことを考えますと、初め申し上げましたように二、三箇月というふうなことでなしに、相當余裕が持てるのではありません。相手が金持てるのではありません。なにおまた御承知のように、商工中金その他が増資いたしまして債券を発行するという場合におきましては、預金部がそれを引受ける等、今まで出ております政府資金の回収につきましては、実情に沿うように適當な配慮を加えて行きたいと考えております。

次に見返り資金の協調融資の問題でございますが、ただいまのところ銀行に流しておるのは、五割を出すとい

ことで一応流しておるのであります。八割は、関係方面と私の方との考えであります。今八割を下へ流しますと、それだけ一般金融機関から出る金が少くなりますので、当分の間はやはり五割、五割でやつて行きたいと考えております。

それから総額の問題であります。一箇月一億四千万円、これはもう私は四月から一億五千万円から二億円にするように、関係方面と折衝いたすように準備をいたしております。結果から申しまして、この三月には二億五千万を越える貸出しができるのではないかと、すなわち一、二月の五千九百万円に加えて、三億四千万までは十分行くだらうという見通しは十分持つておりますので、四月から相当の金額を出せるように、ただいま折衝を始めておる状況であるのであります。従いまして、ただいまいたしましては八割を持つというのを原則にせず、やはり五割五割でやつて行つた方が適當ではないかと実は考えております。

○前田(正)委員 原則といたしまして協調融資は五割五割でやるといふことは、私たちが賛成であります。場合によつては八割までは考慮できるというふうなことも、将来有望な産業について、ぜひ考える余地があるのだというところは、何らかの方法で一般に知らせていただきたいと思ひます。

次に預金部資金によつて今度の債券の発行ができるということでありまして、その中で中小企業の最も期待するのは、不動産を担保にした金融であると思ひます。ところがこの不動産の担保の問題におきまして、銀行側の話を聞きますと、税金の担保が優先するた

めに、中小企業の方に不動産担保としてまわにくいということが第一点であります。それから第二点といたしまして、預金部資金の債券が三箇年で償還しなければならぬというふうな建前に一応なつておる。それでは不動産金融という長期の資金とは考えられない。やはり不動産金融といふ以上は十年ぐらゐの償還の方法で考えて行かなければならぬ、こういうことを言うのでありますから、この点につきまして、たとえば預金部資金の引受けました債券を切りかえて十年以上確実に償券として、政府が引續いてあるのかを見てやる。こういう意思であるのかどうか、こういう点をひとつ明らかにしていただきたい。せつかつく期待しております。不動産の金融といふものに対しては、ぜひ大臣の御考慮を煩わしたい。私も勸銀等の話を聞きますと、先ほど二十億の前貸しをしていただきまして、十分に中小企業向けにこれを活用しようというふうな態勢にまで行き渡つていないように思ひます。ところが一般の中小企業の人たちは政府から金が出た。今でもすぐは不動産を担保にして、どん／＼金の貸出しが始まるように考えておられます。そこにも多少時間的な食い違いがあるように思ひますので、この方面におきまして大臣から督促をお願いしたいと思ひますが、この不動産金融問題について大臣の考えを承りたいと思ひます。

さらにもう一点中小企業の金融問題についてお聞きしたい。今度十一銀行が中小企業専門の店をつくる、こういうことが新聞に出ておりますが、まことにけつこうであります。これにつきまして昨日も通商政務次官から営業時間希望がありましたが、そのほかに私ではせつ／＼でできた専門店が本店からどれだけの貸出しの限度をもらへるか、これが大きな問題だと思ひます。一々本店に伺いを立てなければならぬといふことでは役に立たないのではありませんか。それから専門店自身が現在と同じような手数料をもつて経営ができるかできないか、それによりましては専門店は動くか動かないかという、実際の問題になつて来るのではないかと、思います。さらに専門店に対する金融の措置であります。過日米の私たちが調査によりまして、現在の別々融資は勸銀、興銀、商工中金に出しておられますが、これに対する別々の融資は幾らでもわくをふやせる。こういう大臣のお話であります。現在の人手の関係上から、これ以上の大規模な運営は困難であるようなことを申しておるのであります。そこで今度できます専門店十一銀行に對しまして、別々融資をしてやることができましたならば、非常にこれは中小企業のためには大きなプラスになるのではないかと、思ふのであります。ぜひ十一銀行の中小企業専門店に對しまして、同様の別々のわくを画期的に拡大することにしたい。大臣の考えを伺いたいと思ひます。

○池田國務大臣 長期金融の債券の期限の問題でございますが、御承知の通りこれは金融市場の情勢によつて、よほど考えなければならぬ問題だと思ひます。日本興業銀行が長期資金を供給するといふので、債券を発行いたしました。御承知の通り当初は一年の債券であつたのであります。昨年の秋ごろから金融市場も大体落ち着いて参りましたので、三年の長期のものになつて参りました。今後の情勢によりましては五年のものになることもあると考へるのであります。しかしてその債券発行の期限が三年であるから、貸出しはやはり三年以内でなければならぬといふことは考えられないのであります。将来も債券の発行が可能であるといふことを前提にしないと、金融はなかなかつかないでございまして、私はまた期限が三年でございまして、五年なかり七年の期限でやつて、何らさしつかえないと考へております。今後は長期資金ことに不動産金融につきましては、相当長期の債券を発行し得るようにする、また長期の金融が得るようにしなさいと考へておる次第であります。

次に不動産金融といたしまして、勸銀に二十億、北海道拓殖銀行に五億貸出したのであります。お話の通りまだ十分動いておりません。何と申しましてもある措置をとりますと、それがただちに動くといふことはやはりむずかしい問題でございまして、これが一月なり二月なりたちますとだん／＼幾何級数的に動いて来ると思ふのであります。これはちやうど見返り資金から中小企業に出すものにつきましても、そういうふうな結果が現われまので、この問題は今は十分なる効果はあけておりませんが、こゝ一、二箇月の間に相當の効果を上げることを期待しておるものであります。

次に御質問の第三の中小企業者に対しての大銀行の特別措置、すなわち一定のところに支店を置いてやつて行こうといふことは、非常に時宜を得た考え方でありまして、大蔵大臣といたしまして特にこれを勧奨いたしておる次第であります。大分具体化して参りました。これが具体化した場合におきまして、この中小専門の特定銀行の支店が、どういふふうな営業方針でやるかにつきましては、なお検討を要すると思ひます。日本銀行の別々をこの中小金融に持つて行くことを、ただちにしなければならぬかどうかという問題は、大銀行の金のやりくりの問題もありましようし、私はたとへば十なり十一なりでございました中小企業専門の支店銀行の状況を見まして、特別の措置をとるよう本店に勧奨もいたしますし、また大蔵省といたしまして、適當な措置をその都度講じて行きたいと考へておる次第であります。

○前田(正)委員 別々融資は、各大銀行におきまして特別の措置で、あるいはやられるかも知れませんが、大抵日銀の別々融資といふものは、中小企業に向けられておりました。これがために短期の運転資金に對しては、中小企業としては非常な利便を受けておることから、専門店におきまして、これを利用するといふことになると、この方面に大きな利便が出て来ると思ひます。そこでその当面の措置よりは、できるならばこの日銀の別々融資を拡大するといふ方向に持つて行つていただきたいと思ひます。

なお最後に過般有効需要の点について、貿易の事前金融及び長期設備資金金融に關してお尋ねいたしました。こ

れに對しまして外資の導入その他いろいろとお考えになるということがありましたが、その後これに對していかに考へておられるか、あるいはどの程度に進捗したかというのを、ぜひお聞かせ願ひたい。実は現在中小企業といたしましては、税金の問題も大事であります。同時にまた仕事がないということも、現状といつたしましては詰つて来ております。早急に何とか有効需要を拡大する必要があります。もちろん新年度の予算におきまして、相当の需要をわれ／＼は期待しておるわけでありませんが、さらにそれだけでは十分でないと思ひますので、この点につきまして大臣のお考えを伺つておきます。

○池田田務大臣 御質問の第一点の別々／＼融資でございますが、これはたゞいまのところ大銀行において金に困つておるかという、そう困つていないのであります。私は別々／＼融資は金に困つておる商工中金とかあるいはほかの方面に持つて行くのが主だと思ひます。ただ中小企業専門の大銀行支店が金に困るということになつたら、大銀行本店から援助を受ける。それでもまだ足りないときには、これはもちろん考えなければならぬ問題だと思ひます。

次に中小企業を中心としての今の滞貨の金融、あるいは直接需要の問題でございまして、予算案が通過いたしましたならば、ただちに直接需要喚起のために、国内的にはできるだけの範囲を拡げて、直接需要を喚起いたしますと同時に、輸出貿易につきまして十分の措置を講じ得ると思つておるのであります。最近東南アジアの方を視察して歸られました関係方面の人とも二、

三会いましたが、われ／＼の努力により、しかも金融的措置によりまして、相当輸出は振興し得る場面になつておるのであります。私はこの際産業復興のために、まず貿易というところにつきまして、もつと関心を深めて、積極的に通商産業省がこれに具體的の措置を講ずる、私は大蔵省がこれに金融的の裏づけを、こういふところでやつて行きたいと思つております。また最近の東南アジアの状況を見ますと、先方も非常に渴望しておる状況でありますので、先般來具體的の案を練りつつあるのでございまして。それからこの国とどういふ輸出契約をしたか、それにどういふ輸出のものがどだけ出たかというところにつきましては、まだそこまで行つておりませんが、近いうちに私は相當の効果をあげ得ると考へておるのであります。

○前田(正)委員 ただいまのお話でまことにけつこうなところもありまして、過般御質問をいたしましたときの構想から一向に進歩してないやうに思ふのであります。いろいろ／＼具體的に外部的に折衝しておられると思ふのであります。これは相當急ぐことではあります。今回の米国の後進国開発計画に對しまして、日本だけでなく、ほかの諸外国もこれに對しまして相當関心を持つております。しかも東南アジアにおきましては、日本の技術の導入、日本の工業製品というものを相當翹望しておるのでありますから、これをひとつ具體的に早急にやつていただきたいといふことをお願いしたいと思ひます。

なお産業方面におきましては、現在長期設備改良資金等が非常に不十分で

ありまして、こういう方面に對しましても、もつと具體的な案をぜひ出していただきたい。われ／＼といつたしましては、現在どうして、経済界がもつと積極的に振興されるやうな施策を、この際通産大臣といたしまして、具體的に講じていただきたい。こういう機運ができてから、すでに相當な時間がつたてられておる、いろいろ／＼と意見があり、いろいろ／＼と具體的な研究はしておられるやうな話に聞いているのであります。具體的な発表はほとんど現れてない。ひとつ具體的な発表を、できるだけ早くやつていただきたいことを要望いたしました。私の質問を終りたいと思ひます。

○神田委員長代理 次は門脇勝太郎君。

○門脇委員 中小企業対策問題につきまして、きわめて簡単に二項目だけ、大臣の所見を伺ひたいと思ひます。第一項目は、これは金融であります。最近政府においてもこの問題を重点的に扱われて、相當広汎にわたつていろいろ／＼手をお打ちになつておることは、私もその点は認めておるのであります。そこで結局政府のお打ちになる手は、銀行あるいは無盡会社、信用組合等の金融機関まで、相當に手を打つて、金をおまわしになつてゐる。ところが實際に、それらの金融機関から中小企業者の当事者にその金を貸すといふことは、要するにこれらの金融機関の負担なり責任に對して、その貸付が行われるわけであるのであります。ところが金は借りたが信用はない。政府が金融機関までいろいろ／＼金を工面されても、結局信用がないために借り

たいものは借りられないし、借りたくもないものは信用がありませんから、自然そういつたところに金が行くといふやうなことになる。切實な中小企業者のふところには金が絶対に今入つておらぬといふことが、現在の世相の眞実なんでありまして。こういうことは政府においとも、よくおわかりになつておることと思ひますが、にぎやかに机上の空論みたいなことで、題目だけ並べて、あそこ何十億とか、ここ何十億とかいふことがあつても、結局それが金融機関までの操作にすぎない。そこで切實な中小企業者のふところに金が入るというこのためには、政府が補償制度をおとりにならなければいかぬと思ふ。それらの金融機関に對して、相當額の損失は政府においてこれを補償するといふことがなかつたならば、この中小企業者のふところに切實に金が入つて來ないと思ひます。これは外国の例等を見ましても、やはり政府において補償するといふ制度があるやうに聞いております。これは大臣でなくともよいのであります。中小企業庁の方から、この外国の例等もあわせて、あとでよろしうございしますから、お伺いできればたいへんけつこうだと思ひます。

それから第二項目であります。金融に次いで中小企業が困つておりますことは、徴税攻勢に對します対策であります。そこでこれは、ちやうど幸いに大蔵大臣でもあるわけでありまして、きわめてその点が御答弁を願ひたい切つて、この中小企業の納税について、ある一定の期間に割拂いをする。

いわれる割拂いによつて延納をお認め願うといふことが、これが切實な問題かと考へます。

〔神田委員長代理退席、小金委員長代理補席〕

以上申しましたやうに、政府が補償をする制度のいかん、税金の割拂い納税、割拂い延納という点に對する御見解をひとつ伺ひたいと思ひます。

○池田田務大臣 金融機関の貸出しにつきましての損失補償の問題でございしますが、これを具體的に、どういふやうなことをやるかに非常に重大な問題があると思ひます。お金が余つておると申しますと、決してお金は余つておりません。われ／＼の努力によつてお金をつくり上げるのでございします。だからどこでございまして、出すといふやうなことは、なか／＼困難な問題だと思ひます。損失補償がありまして、なか／＼金は十分ではないのでございします。私が今申し上げましたが、中小企業専門の店を開いて、できるだけ、金のあらん限りを、中小企業の方に主としてまわすといふ方法で行くよりは、ほかには、ただいまのところ方策はないのではないかと考へます。どういふやうな方法でやりますか。今やつております見返り資金の協調融資も、これは一つの補償の意味も加つてゐるのであります。今具體的にどういふやうな、貸出しについての損失補償をするかといふ問題は、案を持つておられますし、またなか／＼案をつくるのに困難な問題ではないかと考へております。もと／＼これは中小企業ばかりじやありません、庶民階級の方に貸出しをいたしまして、回収不可能の

パーセンテージはほとんど微々たるものであります。御承知の国民金融公庫の前身である市街地信用組合等におきましても、回収不可能の率は非常に少いのであります。理論的には損失補償をやつたらよく出るということになります。が、実際問題としては、もと／＼金が十分ではない点を考えまして、いまだにこれをやるという考えは持つておりません。しかし情勢によりましては、とにかくあの手この手とあらゆる手を盡さなければならぬ状態にあるのでありますから、検討は続けたいと思ひます。

次に第二点の中小企業者に対する税金の問題でございますが、たびたび申し上げるごとく、当初の千九百億を千七百億に補正予算で減らし、また、その後におきましての状況を申しますと、かなりの赤字が出るようなのであります。そういう場合に分割納税というふうなことは、今の財政状況から申しますと困難ではないかと思ひます。うっかりいたしますと、税金全体として昨年度におきましては三百億円の増収があつたのであります。今年に増収がほとんど期待し得られない状態にあるのであります。その原因はどこにあるかと申しますと、申告納税の収入状況が非常に悪いのであります。これは経済界の情勢からいつても、やむを得ないかとも思ふのですが、われわれは課税の適正を期しまして、そうして適正な課税ならば、ただちに、できるだけ早く納めていただく。しかし資金関係その他御困難の場合におきましては、これはある程度待つよりはかはないと思ひます。法制的な分割納税ということとは、ただいまのところ考え

ておりません。

○門脇委員 たいだいま分割納税の問題につきまして、相当困難なような御説でありまして、いろ／＼中小企業者の心境を聞きますと、税金を一年に三月末に納めるといふことについて多分に難点がある。これはあまり長期にわたらぬでも、ある程度何らかの方法をこの際お話しになるようなことを、切に願ひするのと同時に、いま一応この点について御見解を伺ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 金融その他経済諸般の事情から、納税にお困りの方がおありだとは、私も考へてゐるのであります。従ひまして加算税、追徴税につきましても、四月から相当安くするといふ案を、一月にさかのぼつて安くすることにしたのであります。たとへば加算税なんかにつきましては、日歩十銭のを四銭に引下げましたこと等から考へまして、まあこの程度でござらん願はれるのではないかと考へてゐる次第であります。

○小金委員長代理 では大臣だけに保留されてゐる質問で、今澄勇君。○今澄委員 それでは時間がないやうでありますから、私はこの法案に関連のある問題を二、三点お伺ひをいたします。

第一点は、本中小企業等協同組合法は、政府提出の原案には火災保険事業を営むことになつておりましたが、われわれはこの法案の改正の機会に、これらの火災保険事業をひとつ復活して、当初政府が意図した火災保険事業をこれらの中小企業等協同組合にやらせるべきであるという見解を持つておりますが、これに対する通産大臣の御

見解を承りたい。

○池田國務大臣 これは昔のある組合では代理店か何かのようになつてやつておつたかと思ふのであります。が、理論的に成立たぬことではないと思ひます。実際の問題といたしましては、相当検討を要するのではないかと申ひます。この問題について私は今実は聞いたままでございまして、今後研究して行きたいと考へております。

○今澄委員 この火災保険の問題については、政府が原案に入れて、通産省が火災保険をやりたいといふ意思を持つておつたのを、この委員会において一部の反対にあつて、これは削除の運命を見ておるわけでありまして。

（小金委員長代理退席、神田委員長代理清席）

通産大臣はひとつ十分御勉強を願つて、この火災保険を法案として提出すると同時に、政府はこれをやらしめる意思があるかどうか、そしてわれ／＼これを新たな修正案として出した場合には、政府としてはこれに対してどのような御見解を持たれるか、わかつておるところだけ御答弁を願つて、もしなんならば、これは後日でもよろしうございします。

第二点は、信用協同組合の認可の問題であります。先ほど現在のところは今までの状態でよろうという大臣の御答へでございしましたが、これに対しては宮崎通産次官は、この信用協同組合の認可は届出をすれば、條項さえ合えば必ず認可をしなければならぬというように改正すべきであるといふ見解を漏らしておるのであります。大臣の御見解と少し違ふやうであります。私はここに一例をあげるならば、

全国を地区とする今の信用協同組合法に基いた信用組合の認可の申請が出る場合において、それらの條項は一々本法に適合しておるけれども、これに対しては宮崎通産次官は、それは当然本法に適用しておるから許可すべきである、通産省としてはこれに絶対に許可を與えるよう財務局と折衝しておるといふお話でございしましたが、大蔵大臣の答弁は、速記録にもあるように、そのようなものは現下の信用状態上からいへば無盡会社等の問題もあるのに、にわかに決定することはできないといふような御答弁があつたりして、これまたまことに食い違つてゐるのであります。われ／＼はこの中小企業等協同組合法の一部改正の本法を審議するにあたりまして、これらの点について大臣からひとつ正確な御見解を承つておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 初めの御質問の、火災保険を営むかどうかという問題につきましては、いましばらく研究させていただきます。と考へております。

第二段の、信用協同組合の認可を法規範にするかどうかという問題であります。私が先ほど前田委員に申し上げましたように、大蔵省といたしまして、できるだけ早急に認可するよう考へ方々で進んで参りますから、いましばらく見ておつていただきた。それでもどうしてもいけないということならば、これはまた別に考へなければならぬ問題だと思ふのであります。なお信用協同組合の全国機關を設けることにつきまして、私通産大臣を拜命した当時におきまして、まだ研究が十分であつたのかどうか、実は私の真意は、商工中金と市街地信用組合、すな

わち新しい信用協同組合と結びつけたといふ気持を持つておつたのであります。その後検討いたしましたところ、これは言うべくして行ひ得ないという結論に到達いたしましたので、別個に全国的信用協同組合の連合体をつくるように準備いたしております。これはもういつでも認可するように大蔵省の省議でもきまつておりますから、さう御了承願ひたいと思ひます。

○今澄委員 信用協同組合の設立並びに認可についての非常な御心境を私は認めて嬉しく思ひます。われ／＼はそういうふうな状態で、信用協同組合の認可の申請が出れば、現在三十幾つくらい出ておりますが、ひとつ至急認可をしてやつていただきた。

それからもう一つ、これはこの法案と関連しての問題でございしますが、いわゆる昨年の暮れに長期設備資金としてポリシー・ボードが決定したいわゆる二十億の融資、これが非常に中小企業庁の――そのそばに坐つておられる記内さんは全国から集まつたものすごいものを審査の結果、大体これに該当するものとして二千二、三百を指定して、大蔵省の方、その他日銀に連絡があつたのであります。これに対して大蔵省がその後貸した金額が幾らあるか、もし大臣に御記憶がございしますならば、一体幾らそれに対して貸したかというのを御答弁願ひたい。これは時の稲垣通産大臣がこの商工業者に対する設備資金として考慮をされるのだといふことで、非常な期待を持たしたにもかかわらず、これがその後非常に進捗をしておりません。そしてまた――三月の協調融資は、三月もあと

少ししか残っておりませんので、先般の御答弁では、三億のうち大体七千万円貸し付けたというのでありますが、その後一体どのくらい貸し付ける見通しが大臣の頭におありになるか。これは大蔵大臣として御答弁願いたい。もしそれが非常に少ない数字であるならば、その一——三月中に消化せしめるような積極的な策をおとりになる意思があるかどうか。それとも、そのような具体的な方針がございましたら、あわせて承りたいと思います。これで私の質問を終ります。

○池田國務大臣 信用協同組合の申請につきましては、先ほど申し上げましたように、できるだけ早く認可したいと思つて、今審議をいたしてありますから、もう少しお待ちを願いたいと思ひます。

次に、通産省を中心としたしまして調べました中小企業の長期資金の問題であります。私通産大臣を拜命いたしましたから、ただちにとりかかるとして、お勤銀あるいは北拓を中心に、また地方の銀行にも呼びかけまして、あのA級の七十億あるいはまたB級の三十億を加えた百億を主体にいたしまして、表を各銀行に配り、中小企業庁、大蔵省の銀行局長が首頭をとりまして、各銀行に勧奨いたしていただく次第でございます。ただいま東京近辺の県ではあれによりまして相当貸付をやするべく努力を続けている銀行もありまして、またお話の見返り資金の中からもあれに出てくるものもあります。今正確な見通しはございませんが、私は相当出て行くのではないかと期待を持っております。そのために勤銀あるいは北拓に二十五億円も出しているの

ありますから、あるいはこれらで相当動くと思ひます。見返り資金の協同融資の問題は、二月末で五千七百万円であつたのが、ただいままでで申請が全体で三億四千万円、認可の手続が済んだのが二億六千万円でございます。実際に金が渡つたのが二億円でございまして、私は申請がこの三月末までには三億五、六千万円あるいは四億四千万円になるんじゃないか、そして出る金は三億円に十分達する、こういう見通しをつけておりますので、先ほど前田委員にもお話し上げたのであります。四月からのわくを今度ふやしまして、四、五、六の第一、四半期には五億円の予定で出すように、今折衝いたしている状況であります。十二月にきめまして、一月で五千七百万円、二月で二億五千万円の見通しをもつて、今一億四千万円くらいの金がすでに出ております。こういうのでありますから、お話の中小企業庁を中心に調べました長期資金につきましても、こういうふうな幾何級数的にどん／＼日にちが進むにつれてふえて行くこと、私は期待いたしてゐる次第であります。

○有田(喜)委員 大臣は忙しいようですから、ごく簡単に二、三の点についてお聞きしたいと思ひます。中小企業の問題は申し上げるまでもなく、経済問題であると同時にまた深刻な社会問題であるのであります。これに対して私は單なる机上の考えでなくて、実際に中小企業対策をどう持つて行つたらいいか、私自身も相当悩んでおる問題ですが、基本方針について大臣から直接承りたいと思ひます。根本的には中小企業は何といつても弱小企業であ

ります。そこで金融の問題についても大臣はいろいろ／＼を広めてどうやるのだ、こうやるのだとおつしやるが、結局一般の金融機関にまかしておつては、弱小企業としてはいくら／＼があつても、実際それが流れて来ない。これは大臣のかけ声だけでは金融機関は動かない。そこに大きな悩みがあるわけですね。これは一体どうして行くか、もちろんそこに中小企業の組織化の問題、また積極的な金融対策、また診断、指導制度、これも実際一般の産業の常識をもつてしては、考えられないようなもの／＼がある。この方向を誤らないようにしないと取返しのつかないことになる。また経理の問題につきましても普通われ／＼が考えるような経理ではなか／＼行かない、やはり中小企業に即応したところの簡易制度の普及ということが大事だと思ふ。かような問題が多々ございまして、これらの問題を通じて基本的にどうしたらよいだろうかといふこと、率直なるお考えを承りたいと思ひます。

○池田國務大臣 必ずかしい問題でございますが、中小企業金融は農村にいたしまして、あるいは勤労階級にいたしまして、とにかく日本の産業を強力なものにして行くことが、基本的であると思ふのであります。そのためにも信用の確立、経済自立態勢を整えることが、その前提であるといふので努力しておるのであります。中小企業につきましては、その業態の点から申しまして、できるだけ金が流れるようにする。その点につきましては資金の潤沢を期すると同時に、中小企業者間におきまして、今お話がありました

ような組織化をする。自分らで信用をつくつて行く、こういうことが必要であらうと考えるのであります。信用協同組合の問題にいたしまして、あるいは現在都とか府県、市でやつております信用保証協会の問題にいたしまして、もう／＼な組織化をはかつて、中小企業の信用を高めるということもやつて行かなければならぬ問題だと考えております。従いましてわれ／＼といたしましては、金を潤沢にとにかく、できるだけ中小企業に行くように流す。また中小企業の方もできるだけ組織化をはかり、信用を高めるように通産省といたしましては、いろいろ／＼な助成の方法を考えておる次第であるのであります。

○有田(喜)委員 これは掘り下げていろいろと御意見を承ると、半日ぐらいかかりますし、きょうはあとに質問者も控えておられ、また大臣も時間があつたから、また例をとつて簡単に一、二だけお伺いしたいと思ふのです。たとえば組織化の問題にしまして、私の記憶違いかもしれませんが、現在独禁法の関係で従業員百人以上のものは、例外を認められないことになつております。こういうものをもう少し広めて、この際二百人以下ぐらゐならば、独禁法二十四條でございまして、あの要件を備へる組合とみなした方がいいんじゃないかと考えられるのです。どうして現在資本主義の世の中です。そして大臣の政策は自由主義です。そうなつて来ると、中小企業は組織化をもつてそれに対抗しなくちゃならない。合理化をする前提としてはやはり組織化をすることが必要だ。そうなつて来ると今日の中小企業につき

まして、もう少し弾力性を持たせる必要があるんじゃないかと考えております。まずこの問題について大臣はどうお考えですか。

○池田國務大臣 協同組合を民主化させるために、ある程度の制限は設けられておつたかと思ふのであります。そういう問題はやはりその場、そのときによりまして相当変更その他を考へて行かなければならぬ問題だと思ひます。私は何人以上のものかどうとかいうこまかいことは存じませんが、そういう組合強化のため、しかもまた民主的に行かなくちゃならぬという二つの要件をもちまして、適当な考慮をそのとき／＼に拂わなければならぬ問題だと考えております。

○有田(喜)委員 もちろん抽象的にはけつ／＼な方法をその都度とらなくちやならぬことは当然であります。たとえば現在の問題にしまして、今私が指摘しましたような従業員百人以上のものでも、たとえば二百人以下であれば独禁法に触れないとみなすといふような考え方は、現在お持ちになつておるのかどうか。

○池田國務大臣 実際の組合の状況を私まだよく存じませんので、今これを變更すると、變更しないとかお答えする段階に至つておられませんが、考え方としてはそのとき／＼に應じまして、百人以上のものでも入つて民主化を妨げないといふ場合におきましては、考へ得る問題ではないかと思ひます。

○有田(喜)委員 私は人数でどうの、こういうことは申し上げませんけれども、要するに組織化につきまして弾力性を持たないと中小企業はやは

り基本的には動かない。組織化の問題につきましても、さような点について特に御考慮くださいまして、御検討を願いたいと思います。

それから金融の問題ですが、これは同僚諸君からいろ／＼と御質問があつたようでありますから、私はこの問題に對してお伺ひいたしません、たとえば商工中央金庫の問題につきましても、私がながめておりますと、金庫自体の支店と出張所というものはごくわずかである。實際中小企業者の組合がここで金を借りようと思ひましても、事實汽車賃を高く拂つて遠方まで行かなければならない。普通の大きな規模の業者ならば旅費ぐらひは簡単に出来ますけれども、中小企業はなか／＼そう簡単には行かない。そこで自転車に乗つて金を借りに行くというものが多いわけです。せつかくの中小企業は金融機関として商工中金がございます、どうも支店や出張所がなくて、ほんとうの相談相手になれないということを痛感するのです。もちろん経費もかかることでありますが、真に中小金融を徹底的にやろうと思うならば、まず組織網の普及化といひますか、普遍化といひますか、それを拡大して行かないと、一般に考えられるようになりくつには行かないと思うが、これらについて大臣はどうお思いですか。

○池田田務大臣 御説の通りでございます、御承知の通り農林中金とは違ひまして、商工中金は今まで運用し得る金が二十数億圓しかない。地方のいゝわゆる小銀行に相当するものであります。従ひまして支所、出張所等も全国で三十数箇所しかない。これが昨年のも八月ごろから別く融資等をふやして

して、今では四十億以上の資金になつておりましようけれども今一回一億四千万円の出資を最近五億に増加しまして、見返り資金から何が出ると、二百億円の長期債券を発行し、お金ができるわけでございますので、今後の問題といたしましては、商工中金の支所を増設いたしまして、真に中小企業関係の中央機関としての役割を果たしたいと考えておるのであります。従いまして支所、出張所を設ける問題でなしに、私は重役陣につきましても、先般来とにかく相當の活動力ある人を持つて行かなければならぬというので、特にこういうところの新人を抜擢いたしました、昨年の八月ごろでございましたが、重役陣のある程度入れかえもいたしておるのでございます。今後におきましても支所、出張所の増加と従業員確保と重役陣の強化をはかつて行きたいという気持ちで進んでおる次第であります。

○有田(喜)委員　今回商工中金の改組増資もやられるし、それからさつきお話しのように債券の増額によつて相當資金ができることは、これは中小企業のために私は非常にけっこうなことと思つておりますが、ぜひとも支店、出張所の拡充ということをやつていただきまして、そうして中小企業者から見て、心やすい入りやすい金融機関になる——どうも敷居が高くて行きにくいというのでは困るのでありまして、その辺のところを御如才なく今御答弁になつたように、普及を徹底的にはかかれんことを切に希望しておきます。なおちよつとお伺いしておきたいのであります、結局普通銀行に対して中小企業に対する金融を円滑にやつて

らうということ、政府資金による損失補償制度がやはり必要であると思うのですが、これは関係方面の關係もあつて、なか／＼うまく行かないように聞いておるのでありますが、ひとつこれに對しまして全然見込みがないものか、あるいはもう少しやつてみるならばうまく行きそうか、そういうお見込みを承りたいと思います。

○池田國務大臣 先ほど門脇委員にお答えした通りであります、ただいまのところ私はほかの方法でやつて行きたい。しかしどうしてもうまく行かないという場合におきましては、そういうことも考えなければならぬことでありますので、検討は続けておるといふ状況でございます。

○有田(喜)委員 もう一つ、金融問題につきまして、いわゆる中小企業の専門金融機関と申しますが、こういうことは今與銀とか勸銀でやられておりますが、もう少し突き進んだ商工中央金庫と別に、何か特別の専門金融機関でもおつくりになるようなお考えはないか。あるいはその後の不動産金融機関の問題はどうなつておるかというやうなことをお伺いしたい。

○池田國務大臣 先ほど前田委員に、この問題につきましてはるる説明をいたしました状況でございます。まことに現れ入りますが、ひとつ速記録によつて承御し承願いたいと思ひます。新たに金融機関をつくつてみても、なか／＼動きがむずかしい。私は商工中央金庫を拡充強化してもけつこうだと思ふ。そしてまた現存の金融機関が新聞で御存知の通りに中小企業の専門の支店を設けるといふ機運で進んでおりますので、この状況をもつと育成して行きな

いという考えを持つております。不動
産金融につきましては、しばらくとど
えておつたのでありますが、別わく融
資その他で軌道に乗るように行つてお
ります。また乗りつゝあると考へてお
ります。

○有田(喜)委員 私遅れて参つたもので
ですから重複した質問をしたいへん
恐縮です。この点は同僚諸君にもあや
まつておきますが、最近一県一行主義
をやめられる。これは非常にけつこう
だと思ひますが、どの程度に新しい金
融機關をお認めになるか。昔は一つの
県の中にも五つも六つもあつたのであ
りますが、もちろん程度問題でありま
すが、何か資本金なり、あるいは預金
の見込みといふものに対して、どの程
度の制限を設けて臨まれるものである
か、どういふ程度に新しい金融機關、
普通銀行の金融機關をお考へになつて
いるか、その御所見を承りたい。

○池田國務大臣 一県一行主義の考へ
方を改めるといふことは、第六国会で
も財政演説で申した通りであります。
その後申請も大分出ております。早
急に認可するように指図いたしてお
るのであります。が、これまで前からお
話がありましたが、信用協同組合とい
つきましたも、なか／＼かたい頭で信
用といふことを非常にたつとぶ連中
は、将来の経営状況等を見まして、進
つておるのではありませんが、私とい
つておるは、これは非常に大きな国策
から、ぐず／＼してはいかぬといふ
とで督促しております。最近一県に
いて一つは認めることにきまりまし
が、その他においても申請を積極的
に認めるという考へ方で、検討しよう
いふのできつく言つておるわけでござ

可され得るのではないかと考えております。最近の機会に相当の銀行が設けられる中、小企業に対しての新銀行を設けるような話合いもあるものであります。が、なか／＼採算の点その他で検討を要しますので遅れておりますが、もう非常に考え方が軌道に乗つて参つておりますので、相当認められようと思つております。ただ設立します場合の資本金等については、御承知のように無盡とか、あるいは無盡とみなす会社等が千五百万円くらいの資本金であつたので、銀行としては少くとも三千万円くらいの資本金を予定いたしておるものであります。多いに越したことはありませんが、標準を高めまして、新銀行の設立を阻害することになります。大体最低三千万円程度というふうな気持ちでおるものであります。それから預金についても、これは多いに越したことはないものであります。大体今の地方銀行の平均が四、五十億円、あるいは小さい銀行では二十億円から二十五億円のもありますが、四、五十億円くらいの見当でありますから、当座の場合においては十億円くらいを見通しとして考えてみたらどうかと思つておるのであります。しかしこれはその地方の経済状況、既存の銀行の状況等をいろいろな点から考えなければなりません。大体今私の思つておりますのは資本金は最低三千万円、こういうふうな考えでもつて進んでおります。

○有田(喜)委員　今の預金で当座の十億円とおつしやるのは、当座というのはどういふ意味ですか、さし向きという意味の当座ですか。銀行ができてすぐ預金ができるわけではありません。

ン・バットを購入するための現金がな
いから、農民は米を一升持つて行つ

て、これ一つ持つて来るというよう
な状況であります。また勤労所得税は
二万五千円以上は源泉課税とられま
すから、とうてい労働者は購買力がな
い。こういうことが大中小企業がや
つて行けない基礎になつてゐる。労働
者なり、農民なり、一般市民なりが、
中小企業で生産し販売するものを購買
し得るような条件、すなわち生活で
きるような賃金や、米価の引上げや、税
体系の改正などがなされることを前提
とすれば、中小企業は成立して行くの
であります。その上において融資や
何かの問題も起つて来ると思ひます。

もう一つは、この前電気料金の問題
について、私が大臣に質問した場合に
も、わが国の産業を進展させ、あるい
は守るために電氣を使つて行きたいと
いうような御発言が、大臣からもあつ
たのであります。今日のわが国の産
業の態勢というものは、統計にも現わ
れてゐますように、いつでも政府は昭
和九年から十一年までの統計をとつて
おりますが、これは日本の産業が軍事
的に編成された最高潮の年度だと思
うのです。それを基礎にしてやつてい
ること端々に現れております。よう
に、今日の日本の産業態勢は大体軍事
的な性格を持つてゐる。ことにこれは
大企業においてそういう性格を持つて
ゐる。これに対して中小企業がむしろ
平和的な、ことに一般の日本の国民が
直接に消費するようなものを生産して
ゐるという関係にあるので、このこと
を解決しない限り、この中小企業の根
本的な問題は解決されないと思つた
あります。そういう全体の見通しに立
つて、大臣としてこの中小企業の問題
を考へておられるかどうかという点を

お伺いしたいと思ひます。

○池田田務大臣 御質問の重点がはつ
きりたしません。とにかく日本の
平和的産業復興に向つて私は進んでお
るのであります。しかしして日本の産業
の特殊性から申しまして、産業の母体
をなすものは中小企業であることは論
をまたないところでありまして、産業復
興につきましても、できるだけ中小企
業の方に、重点を置いて行きたいと思
へておる次第であります。

○伊藤(憲)委員 あらためて言うまで
もなく、先ほどのあれで、この法案に
限つて質疑を打ち切ります。

○神田委員長代理 次に留保せら
れておりました質疑は全部終りまし
た。本案に対する質疑はこれにて終了
いたします。

○神田委員長代理 次に帝国石油株式
会社法を廃止する法律案を議題として
討論に付します。門脇勝太郎君。

○門脇委員 私は自由党を代表いたし
まして、ただいま議題となりました本
法律案に賛意を表するものでありま
す。

帝国石油株式会社は昭和十六年石油
資源開発振興をはかる目的をもつて設
立されたものであります。わが国石油
鉱区の大部分をその傘下に納めて、国
策会社としての任務遂行に当時としま
しては一応功績を残したという建前に
なつておるのであります。戦後は戦時
補償特別措置法、過度経済力集中排除
法、企業再建整備法により再編成され
たため、特殊会社としての性格を失ひ、
今後は商法に基く一般会社として、新
たなる発足することになつたのであ
ります。すなわち帝国石油株式会社法

は軍閥専制の遺物であり、民主日本再
建の現状よりすれば、その廃止はまご
とに時宜を得たものというべきであり
ます。

上述の事情よりして、次の点を強く
政府に要望いたす次第であります。そ
れも石油資源のきわめて乏しいわが
国における石油鉱業の経営は種々の困
難を伴うものであり、しかも今後低廉
なる石油の輸入増加を考慮するとき、
一概にこれを自由放任にすることは、
いかに鉱業法の規定があるにしても、
も、国民経済上おもしろからぬ現象が
生じるおそれなしとしないのでありま
す。これが日本再建を危くするに至る
場合も想像されますので、特に左の四
項目につき、今後きわめて適切な対
策を政府において講ぜられんことを、
この際希望しておく次第であります。

すなわち一、石油資源の事情をさらに
正確に把握すべく積極的対策を講ぜら
れるべきこと。二、石油の輸入がわが
国石油鉱業を過度に圧迫しないよう
措置を講ぜらるべきこと。三、帝石法
制定の際、強制的に買上げた鉱区の
処分につき、早急に態度を決せらるべ
きこと。四、地下資源の調査及びその
開発につき、さらに一層の科学的な施
設を講ぜらるべきこと。以上でありま
す。

○神田委員長代理 次は今澄勇君。

○今澄委員 私は日本社会党を代表し
て、ただいま議題となりました本法律
案に反対の意思を表明せんとするもの
であります。この法律案が本国会に出
されるにあつては、何といつても石
油資源開発法等、この帝国石油株式
会社法を廃止したあとの、日本の石油に
関する資源の開発その他のあらゆる政

策を明瞭にすべきであるにもかかわら
ず、政府はそれらの法案については本
国会へ提出する意思なく、しかもこれ
がどのように考慮されておるか不明で
あるという状態は、まず大きく言つて
一貫せる政府の燃料政策の欠陥であ
り、しかもその燃料の中においても特
に石油政策というものの対して、恒久
的な政策の欠陥を示すものでござい
ます。一例を挙げれば石油価格の問題に
いたしまして、いわゆる石油を輸入し
てこれを精製し、しかもその価格が漸
次低下するならば、これを価格調整公
団において政府は見ると言う。しかる
にその価格調整公団が、政府の方針に
よれば、当然近く廃止されるべき運命に
あるとするならば、その後の石油の価
格についても、これまた何らの定見が
ないのであります。石油事業に關する
このような政府の無定見は、そのよつ
て来るところは、石油事業についてみ
ると、精製部門にのみ政府の政策は片
寄つてゐる。わが国内原油の開発、し
かして国内石油需要に対する国内原油
の割合と、輸入石油の割合に対する恒
久的な見方、あるいは国内原油の開発
に対する補助、助成の問題等々、数え
上げて来れば政府は石油政策に対して
一に外資に依存し、しかもこの石油は
一朝有事の際には戦争の必需物資であ
り、国際的にも重大な影響を與えるとい
う点について、無関心であるかに見
えるのであります。はなはだ簡單であ
りますが、私も以上は理由により
まして、本帝国石油株式会社法の廃止
に対する法律については、断じて反対
をいたす次第でございます。

○神田委員長代理 次は有田喜一君。

○有田(喜)委員 私は民主党を代表い

たしまして、帝国石油株式会社法を廃
止する法律案に賛成いたします。しか
しながら先般帝国石油株式会社法の
一部改正の際に、私は党を代表して、根
本的な石油鉱業政策をすみやかに確立
するように、条件を付しておいたので
あります。しかるにいまだ石油政策に
關する根本的の樹立がないのみなら
ず、石油資源開発法の改正法律案の提
出さえもないのであります。また石油
鉱業に対する保護助成に対する施策も
きわめて貧弱であります。更に政府は
石油資源開発に対する無定見を暴露し
てゐるのであります。私はこの際、政
府は石油資源開発の重要性を真に認識
し、すみやかに石油鉱業に対する根本
的施策を確立され、石油資源開発に遺
憾なきを期せられんことを、ここに強
く要望して本法案に賛成するものであ
ります。

○神田委員長代理 次は伊藤憲一君。

○伊藤(憲)委員 私は日本共産党を代
表しまして、帝国石油株式会社法を廃
止する法律案に、反対の意を表明する
ものであります。政府はさきに第六国会
で帝石法の一部改正を行い、帝石に対
する政府の出資をやめたのであります
が、今回本廃止法により、国産石油に
対する国家的保護と助成を放棄しまし
て、脆弱な日本石油業を裸にして、国際
競争場裡にほうり出すことになるので
あります。一方わが国の石油業を見れ
ば、国内元産販売業者の実績の七〇％
以上は、外国系生産者、すなわちカル
テックス、スタンダード、シェルの占
有するところになつております。日本
石油、東亜燃料、昭和石油等、日本精
油販売業者は外資と提携し、その支配
下にあり、太平洋岸精油所再開、旧陸海

軍燃料廠の揚げも、これら外資の支配下にある会社によつて行われていることは周知の事実であります。政府の対策は、これら巨大な外国独占業者の利益に奉仕しております。すなわち貿易特別会計の石油分黒字、これは昨年輸入石油の価格が下つたことによりまして生じたのでありますが、この黒字九億三千万円を、販売マージン八百八十四円引上げという形で、元荒業者に山わけさせる措置をとつております。さらに関税の問題では、他の品物は従価税にするのに、石油のみは従量税にしようとして、従量七円という、ただみないな関税にするうわささ巷間に伝えられております。これでは国内価格に比べて約三千円も安い外国石油が、日本産原油を圧倒し去ることは明白であります。このようにして国産原油の九割を産する帝石は、今やその存立を危うくされました。このことは単に石油のみの問題ではありません、日本のあるる産業が、今後外資によつて押えらるる最も代表的な形であり、このたびの帝石法の廃止は、日本産業が外資に隷属する第一歩であります。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

元来の法律案は、昭和九年法律第十四号をもちまして公布施行せられ、昭和十三年法律第二号によりまして、若干の修正を見たものであります。昭和十有九年の間、各種の統制に関する諸法令のもとにありまして、この法律が実際にその適用を見たことは、はなはだまれであつたわけでありまして、しかるに最近各種の経済統制の撤廃ないしは緩和によりまして、個人の自主性と創意とを尊重する自由経済へ移行することになりましたので、この種の法令の強化拡充が必要となつて参つたのであります。ことに終戦以来今日まであらゆる部面におきまして、ある者は事情を知らずして、またある者は不正競争の目的をもちまして、他人の氏

名や商号や商標などを濫用、または盗用いたしまして、経済界における混乱を利用し、利害関係人に不測の損害をもたらし、さらには善良なる一般需要者に迷惑を與えて参りましたことは、周知の通りであります。この不正競争の關係者並びに一般需要者に及ぼす害悪が、單に国内問題にとどまつてゐる場合は、しばらくおくといたしまして、民間輸出貿易が許可せられました今日、国際市場におきましてわが国の信用を失墜するといふことがありましては、まことに寒心の至りにたえない次第であります。この意味におきまして本法律が、さきに本通産委員会におきまして、審議可決いたしました輸出品取締法とともに、層層補車の關係をもつて、国際信用の向上に完備を期することのできますならば、錦上添花を添えるものと申さなくてはなりません。現行不正競争防止法は、国内法制の欠陥を補正するといふよりも、工業所有権保護同盟條約のヘーグ改正條約に加入する準備として、昭和九年に制定せられたものでありまして、條約に基く最小限度の義務を規定しているにすぎない状況であります。今回の改正によりまして、不正競争防止の範圍を拡大いたしますとともに、その行為者に対する制裁を強化し、不正競争防止に万全を期することとなりましたことは、まことに時宜を得たことと思つております。しかしながら一面におきまして、あるいは一部相手国との利害均衡の点におきまして、不公平に陥る点なしとしなければならぬ、何分にも占領行政下にある今日、立法の自主性といふことについて、おのずから限界のあることを了承しなければならぬ

と同時に、半面相手国の国民が不正競争を行つたからといつて、ただちに当方も不正競争をしてよろしいといふことにはならぬのでありまして、この点につきましては、よろしく高い国際倫理観に立脚して、処理する必要があると考えられるのであります。しかもわが国の国際的信用を高めよう上からいつても、この程度の改正はやむを得ないものと認めるのであります。

次に第五條の罰則であります。現行法の一千円と今次改正の罰金二十万円との間には、諸般の社会的経済的情勢の変遷もあり、また総合物価指数も織り込んだものとも思料せられるのであります。三年の体刑とともに、いささか酷に失するのではないかと思ふのであります。一罰百戒という趣旨は了いたしましたのであります。今後法の運用によりまして、業者の企業意欲を萎縮せしめないように、十分あたためかみのある裁量をなされんことを強く希望いたします次第であります。

○神田委員長代理 次は今澄勇君。

○神田委員長代理 起立多数、よつて本案は可決いたしました。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

○神田委員長代理 次は不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。中村幸八君。

は賛意を表する次第であります。ただ問題としては、ヘーグ條約に拘束せられざる相手国が、この協約に忠実でなかつた場合に、これに対する一片の抗議すら行い得ないというところは、いかに占領行政下にある今日といえども、事は国際的に共通せる社会道義の問題であるので、政府はいたすらに卑屈なる忍従をもつて終始することなく、敢然として相手国側に抗議すべきであると思ふのであります。最後にこの罰則に關しては、かような経済事犯としては、苛酷な体刑、罰金のようなものはありません。これは刑罰の重さうらみがありませんので、これが苛酷にわたらざるよう十分諸般の事情を調査し、公正な判定を下されんことを切望して、本法律案に賛意を表する次第であります。

○神田委員長代理 次は有田喜一郎。○有田(喜)委員 たいだいま議題となつております不正競争防止法の一部を改正する法律案は、わが国の事業者の事業活動を公正かつ健全ならしめんとともに、その国際的信用を高める趣旨の改正でありまして、私は民主党を代表いたしまして、本案に賛成するものであります。しかしながら要は本法律の運用であります。この運用があまり行き過ぎたならば、罰則の強化が今回の改正法律で策されておりますが、あまりにもこれが行き過ぎますと、事業者の事業活動を萎縮せしめるおそれがあります。政府はよろしくこれが運用の公正を期せられ、あくまでも本法案の趣旨であるところの事業活動を、公正かつ健全に導かれまして、その国際的信用を高めることに努力せられんことを、ここに強く切望いたします。

まして、賛成の意を表する次第であります。○神田委員長代理 次は伊藤憲一君。○伊藤(憲)委員 日本共産党は不正競争防止法の一部を改正する法律案に反対であります。本法の基礎になつております万国工業所有権保護同盟條約について申しますと、敗戦後のわが国がかかる国際條約に平等の資格をもつて参加できないことは明らかであります。政府委員の答弁によつても、この條約がわが国に有効であるかどうかは、國際法上の解釈が一定していません。あるいは認めてくれる国と、認めない国があると言つておりまゝです。本法第三條のごとく、かかる條約を明文に出して、認められなくてもいい國際社会の一員であることを現わす意図は明らかであります。これこそこれを認めてくれるブロックに、一方向的に加入するなしくずし講和、單獨講和への一布石であります。しかもその結果はどうでありますか。わが国は、政府委員の答弁にもめるように、積極的に主張するわけにはいかないうる、國際條約による義務で金縛りに縛られ、相手国には何ら権利を主張することができない立場に追い込まれます。本法施行後は、國際商取引においてわが國業者が一方的な義務を押しつけられ、常に不正競争という名目のもとに、商行為の停止や損害賠償に脅かされることは明らかであります。これに對してわが國では現在正当なクレームと、裁判所が裁定したものを政府は十分の権利を主張できない状態にあります。日本の工業権、商業権が侵された場合に正当な主張すらできないことは明らかであります。政府は徳義上

の問題で、この程度は當然の義務だと言われるが、このような無権利状態では一方的に押しつけられる義務は奴隷の義務であり、これを易々諸々と守る義務は奴隷の義務であります。

最後に、政府は不正競争の原因であるダンピング、飢饉輸出の政策には何ら反省するところなく、いよいよこれを強行しております。中小企業をつぶし、國內購買力を弱め、いわゆるダンピング、飢饉輸出を強行するところにこそ、不正競争の根源があるのではありません。政府はこれを取締りの強化、罰則の強化によつて防ぎ得ると考えたらしいことに奇怪であります。これは刑務所に印刷をやらせて、印刷業者の職を奪い、彼らを罪に陥れようとする政策と同じであります。こういう取締りや罰則で、國際的な信用は高まるものではないとあります。

以上述べたところにより、わが國はかかる奴隷化法案に絶対に反対であります。○神田委員長代理 これにて討論は終局いたしました。○神田委員長代理 起立多数。よつて本案は可決いたしました。

り簡単にその趣旨を御説明申し上げます。提案者といはしましては、当初、競走施行者として都道府県のはかに、五大都市すなわち京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市をも加えたい意向でありましたが、關係方面との折衝におきまして難点がありましたため、一応、都道府県のみを競走施行者として提出された次第であります。その後、本案が当委員会に付託せられて、多数委員の方々の御意見を拜聴いたしました結果、次の諸点につきまして意見の一致を見たように認められるのであります。すなわち、まず第一に、前述の五大都市は、實質的にその行政機構、人口、財政、その他の面において都道府県と全然異ならないばかりでなく、ややもすれば、その所属府県を上まわるものさもある次第であります。第二には、前述の五大都市府県の市町村より競走場の申請があつた場合、またはこれ等のものとの競合に会つた場合、あるいは当該府県内の小さな市町村に設置せられた場合等におきましては、前述の五大都市には許可せられないという矛盾を招来するおそれがある訳であります。第三に、前述のような場合に、五大都市以外の府県下の市町村におきましては、せつかくの農地等をつぶしてつくらなければならぬといふようなことに相なりまして、かくては大都市にある既設の競走場がむなしに放置せられたりすることになりまして、まことに不経済であると申さねばなりません。

○神田委員長代理 次は小型自動車競走法案を議題として審査を進めます。本案に對しましては、委員長の手元においてとりまとめました自由党、日本社会党、民主党、国民協同党、新政治協議会、以上各派の共同修正案が提出されてあります。ただいまより本修正案につきまして、提出者を代表し、私よ

た意見によりまして、委員長の手元において修正案をとりまとめ、先般、關係方面の了解を得まして、ここに提出する運びと相なつた次第であります。以上簡単にありますが、修正案の趣旨を明といたします。

引続き、原案及び修正案を一括議題として討論に付します。小金義昭君。○小金委員 たいだいま議題となりまして、小型自動車競走法案につきまして、私は自由党、日本社会党、民主党、国民協同党及び新政治協議会の五派を代表いたしまして、本案に賛成の意を表する次第であります。

この法律案は四十二名の衆議院議員の提出にかゝるものであります。この法律案が兩院を通過した際において、法律となつて公布され、これを実施するにあたりましては、その実施官庁は通商産業省になるものと存じます。そこでこの法律案の審議の過程におきまして、いろいろ問題になりました点は、各党派を代表する代表者が一応の質問を試み、また意見を加えて開陳せられたので、委細は速記録によつて政府当局は十分その意のあるところを了していただいて、この法律の施行に万全を期していただきたいのであります。ただ特にこの際私が一言政府の注意を喚起し、また本法律案の施行にあつて、留意せられたい点を申し上げますが、それは競馬とかあるいは自転車競技に關する法律とか、いろいろ競技法があります。そうしてようやく今日は世上の非難もきびしいものがあるやに、私どもは承知いたしております。これは実例ですが、ある公務員が、非常に若い人で、二十

二、三才でありましたが、その人が公

金二十万円ほど使い込んでおります。ところが調べて見ると、これは競輪のためにつぎ込んだという一応の答えをしておるのであります。さらにそれを調べて見ますと、競輪に使つたというところは、まづ赤のうそでありまして、女に近づいたのがほんとうであります。こういうふうな競輪でいろいろな悲劇が生ずるというので、事をかまえて競輪の弊害に押しつけるきらいも発生いたしておりますが、競輪で穴をあけたと言え、もつともだと言われるような風潮がなきにしもあらず、この点については十分主催者を監督する政府において、適当な措置をとつていただきたい。これについては官廳職務次官、その他から自転車法の競法に關するいろいろな欠陥を認めまして、その矯正方についてはそれ／＼調査、研究中であるというお答えがありました。それから、これを信頼いたします。ただこの小型自動車競走法は、ある意味においては自転車競法に非常に似ておるのであります。これを必ずしも全部まねておるものではない。特に動力を駆使する点において技術上非常に違つておる点があるやにこれは了解されるのであります。この法律の趣旨は「小型自動車の性能の向上等品質の改善、小型自動車に關する海外宣伝その他小型自動車工業の振興に寄與する」ともに、地方財政の改善を図るために行う小型自動車競走に關し規定するものとす。とあります。これはまことにこの通り行けばつこうでありますので、こういうふうなこの精神を生かしていただきたい。競輪についてはすでにいろいろ／＼な弊害の部分も現われておりますが、これを矯正する立場にお

る政府当局としても、小型自動車競走に對しては、その弊害の発生しないように、十分注意をしていただきたい。またこの法律によりますと、各都道府県及び五大都市は、それ／＼これを主催することができるようであります。むやみにたくさんこの小型自動車競走場を濫設するといふようなことも十分慎んでもらいたい。またこの法律の施行の結果、第十七條の規定によりまして政府に、すなわち国庫へ納付せられる金額が、相当なものに上ると思いがすが、これは競馬あるいは自転車等の例にならしまして、この国庫の收入については、その收入に相当するくらい金額を、わが国の自動車工業の進歩改善促進のために、政府が使うといふようなことを、私も強く要望する次第であります。この要望についてはあるいは別途他の方法を講ずることがあるかもしれませんが、本法草案の審議にあたりまして、この点を強く希望いたします。ひとり小型といふわが国自動車工業自体が相当遅れておりますので、わが国の自動車工業の向上のために、この金を使うといふようなことに、われ／＼は非常なる注意を拂つていけるものであります。以上をもちまして私の賛成討論を終ります。

○神田委員長代理 次は田代文久君。○田代委員 私は日本共産党を代表して本法案に對しましては、絶対に反対するものであります。これは今提案されました同僚議員からもみずから認められ、また政府の御答弁によりましても出ておりましたように、明かに弊害が非常に多いといふことは周知の事実であります。それをすでに認められておりながら、なおむりして、あるいは地方財政の財源をゆたかにするとか、小型自動車の性能を高めるといふことに藉口して、本案が可決されようとしておるのであります。これはすなわち現在の日本がいかに不健康で、またこういう形によつて財源を求めるといふような事態に立至つていゝといふことが、今までの為政者、現在の吉田内閣の政策の破綻を端的に物語つておるのであります。御承知のようによつて、一九五〇年の一月一日からお年玉郵便や賭博に該当するような射幸心をあおつた年が明け、そうしてまたこういう法案が次々に提出されまして、そうしてまたこの一九五〇年が暮れるといふ形になりつゝあります。これは、突に私たち日本人としましては残念しごくであり、また悲しむべき現実であるといふことを言わざるを得ないのであります。この間淺草におきましてしやものけんかによりまして、数十人の人たちが検察されたといふことがありましたが、もし性能という問題、あるいは財源というやうなことが理由になりましますならば、しやものけんかもいづれ鶏の品質をよくする、あるいは財源を得るといふやうなことにによりまして、これまた認めざるを得ないといふことになるのであります。私はこういう賭博心あるいはまた射幸心をあおるといふ行き方が、いかに日本の経済的なあるいは社会的な文化的な自主性をなくし、半植民地時代における上海とか、香港とか、國際的にはモナコといふやうな、不健康な不道徳的な形をつくり出しつゝあるかといふことを言わざるを得ないのであります。勤労大衆に基礎を置いており、健康な社會の建設をねらつておると言われる社

會党からすら、こういう提案者を出したといふことは、われ／＼といたしましては、はなはだ遺憾であります。私たちは根本的に反対するものであります。こういうことによりまして自動車性能を高めるとか、あるいは財源を求めるといふたやうなことは断じてあり得ない。これ自体がはなはだ間違つておるのであります。そういう意味におきまして共産党といつたしましては、断固これに對して反対する次第であります。

○神田委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

引續き採決いたします。この際採決の方法については念のため申し上げておきます。まず修正案について採決し、次に原案について採決いたします。それではただいまより採決いたします。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○神田委員長代理 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

次にただいま決定いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○神田委員長代理 起立多数。よつて原案は修正議決されました。

この際本日議決いたしました帝國石油株式會社法を廃止する法律案、不正競争防止法の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法案の委員會報告書作成の件についてお諮りいたします。これは前例によりまして委員長に御一任を願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 異議なしと認めます。委員長に御一任をいただいたものと決します。

本日はこの程度にとどめまして、次回は明二十四日午後一時より開會いたします。

これにて散會いたします。

午後三時四十三分散會

〔參照〕

帝國石油株式會社法を廃止する法律案（内閣提出）に關する報告書

不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

小型自動車競走法案（栗山長次郎君外四十一名提出）に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年四月十二日印刷

昭和二十五年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所